

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

2017年(平成29年)8月31日

原告ら第2準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

第1 はじめに

1 本件工事は、石木ダム事業の一環としてなされているところ、石木ダム事業は、治水・利水の両面において、必要不可欠であるとして起業者である被告らが推し進めてきた事業である。

そして、その工事によって、原告らの権利を侵害するものであることは訴状で主張したとおり明らかである。

そうすると、治水又は利水のどちらかにおいて、その石木ダム事業の必要性が全くないことが明らかである場合、原告らの人格権に基づき差止が認められるべきである。

なぜならそのような場合は、石木ダム事業のための工事の必要性が皆無であるだけにとどまらず、全く必要もない事業に税金を投じる結果となるし、何より、かかる工事によって原告らの権利を侵害するのであるから、権利侵害を受ける原告らとの関係においておよそ適法な工事となる余地がないからである。

2 そこで、本準備書面においては、石木ダム事業の治水面において、その必要性が全くないことを明らかにする。

ところで、被告長崎県は、答弁書 13 頁から 23 頁において、川棚川の治水対策及び石木ダムの必要性について概要以下のとおり主張する。

(1) 川棚川の現状

川棚川は、過去幾度となく台風や大雨によって災害に見舞われてきたため、治水対策を行ったが、十分な治水対策が図られたとは言えず、今後、更に治水安全度の向上を図る必要がある。

(2) 川棚川の治水計画

ア 計画規模

①想定氾濫面積、②想定氾濫区域内の宅地面積、③想定氾濫区域内の人口、④想定氾濫区域内の資産額、⑤想定氾濫区域内の工業出荷額の 5 項目中、4 項目が計画規模の 1/100 に適合していることから、計画規模を 1/100 とした。

イ 基本高水流量

過去の 9 洪水を対象降雨とした上、引き伸ばしによる流出計算を行い、ピーク流量を昭和 42 年 7 月 9 日の洪水型を採用し、基準地点で 1,400 m³とした。

ウ 洪水の原因分析

平成 2 年 7 月の洪水時は、川棚川の水位が計画高水位をはるかに超え、堤防からの越水による外水被害が確認されており、また、支流氾濫の可能性が考慮されていないとはいえ、過去の洪水からの原因分析がされていないといえない。

エ 代替案の検討について

①河道改修案、②遊水地＋河道改修案、③放水路案とで比較検討を行い、石木ダム案が有利と判断された。

また、被告長崎県における検証において、複数の遊水地案、放水路案、河道掘削案、引堤案、堤防嵩上げ案及び複合案の8案について比較検討をし、ダム案が優位であった。

- 3 しかし、被告長崎県の主張は、石木ダムが治水の観点から全く不要であることが客観的に明らかであるにも関わらず、石木ダムありきの姿勢で、客観的な事実を歪め、また恣意的に評価を行い、考慮すべき事実を考慮せず、石木ダムの形式的必要性を作り出したものに過ぎない。

以下では、上記各項目に沿って、順次、被告の主張が石木ダムありきの姿勢に基づくものに過ぎず、客観的な工事の必要性を検討したものではなく、やはり石木ダム及び工事の必要性が皆無であることを明らかにする。

第2 計画規模について

- 1 被告長崎県は、川棚川水系河川整備基本方針において、計画規模を1/100としている。しかし、二級河川に過ぎない川棚川においてなぜ1/100という高い計画規模が設定されているのか。これは、石木ダムを建設するという結論が先にあり、石木ダムを建築するためには1/100という計画規模にせざるを得なかったためである。このように考えてようやく、以下述べるような治水計画における摩訶不思議な基準や数値について合理的な説明が可能となる。

さらにいえば、計画規模が1/100未満であれば河道整備のみで安全に流下可能であり石木ダムは不要である、反対に、1/100を超える計画規模とすればダムの規模として石木ダムでは対応不可能であり、やはり石木ダムは建築不可となる。唯一、石木ダムの建設を説明できるのが1/100という計画規模だったのである。

以下、そのことを明らかにする。

2 計画規模について

- (1) 計画規模を定めることの意味

まず、計画規模は計画対象地域の洪水に対する安全の度合いを示すものであり、治水計画を立案する上での根本である。各河川において、どの程度の降雨にまで対応する治水計画を立てるのかという問題である。

計画規模を定めるにあたって計画規模は高いにこしたことはない。例えば、100年に1度の降雨ではなく、200年の一度の降雨に耐えうる治水計画が、200年に一度の降雨よりも500年に一度の降雨にまで耐えうる治水計画の方が良いはずである。しかし、全ての河川において高い計画規模を求めるのは不可能である。

そこで、河川ごとの重要度に応じて「差」を付ける必要が出てくる。これは資源の公平かつ有効な分配を意味する。例えば、一級河川の方が、二級河川よりも洪水が発生した場合の被害が甚大であるから、より高い計画規模が求められて当然である。

(2) 計画規模には「全国的バランス」が求められていること

そして、その計画規模については「全国的バランス」が求められている。このことは、被告提出の文献からも基礎づけられる。

国土交通省河川砂防技術基準（乙第5号証・2頁）は「原則として全ての河川等について適用するものである」とされており、国土交通省河川砂防技術基準計画編（乙第5号証・9頁）において「基本方針」の「総説」として「水・土砂等管理は、災害の防・軽減、河川等の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境等の整備と保全、健全な水循環系の構築及び総合的な土砂管理の観点から、全国的バランス及び水系全体のバランスを確保しつつ、地域の特性を踏まえ、長期的な視点に立って、ライフサイクルを含む事業コストと事業により得られる効果・影響を考慮して計画的に進める必要がある」（下線は、原告ら代理人）と記載されている。

また、同じく乙第5号証・12頁には河川整備基本方針について「河川整備基本方針においては、全国的なバランスを考慮し、また個々の河川や流域の特性を踏まえて、水系ごとの長期的な整備の方針や整備の基本となるべき事項を定めなければならない」（下線は、原告ら代理人）とされている。

3 全国的な基準における計画規模

では、全国的な基準に基づき計画規模を算出するとどうなるか。

(1) 国土交通省河川砂防技術基準同解説（乙第7号証）

国土交通省河川砂防技術基準同解説（乙第7号証）では「河川の重要度は一般河川の主要区間においてはA級～B級、一般河川のそのほかの区間及び二級河川においては、都市河川はC級、一般河川は重要度に応じてD級あるいはE級が採用されている例が多い」とされている（この記載は被告においても争うものではないはずである）。そして、計画規模（非超過確率1/Y年とする）のY値は、A級は200以上、B級は100～200、C級は50～100、D級は10～50、E級は10以下である。

この基準をもとに川棚川の計画規模を評価すれば、まず川棚川は一級河川ではなく二級河川であるから河川重要度はC級以下（10～100）となる。

そうすると、次に、「C級」か、「D級・E級」が問題となる。

国土交通省河川砂防技術基準同解説（乙第7号証）では「C級」か、「D級・E級」かは、同河川が都市河川か否かがメルクマールとされている。ここで、都市河川について法令による定義はないが、例えば鹿児島県の【河川事業設計基準書】（第3編 計画編）（甲C第5号証）によれば、都市河川の条件として（1）人口集中地区の人口が3万人以上、（2）人口が30万人以上の都市とされている。

これに当てはると、川棚川流域は（１）人口集中地区の人口が３万人以上、（２）人口が３０万人以上のいずれにも該当せず、都市河川ではなく一般河川となる。具体的には、川棚川水系河川整備計画（変更）（甲Ｃ第１号証）・１頁によれば川棚川流域の人口は約２万人であり、また、川棚町、波佐見町の各ホームページの記載によれば川棚町、波佐見町の人口はそれぞれ 14,231 人と 15,041 人の合計 29,272 人であり、全人口が約３万人に過ぎない（甲Ｃ第６号証（川棚町ホームページ）、甲Ｃ第７号証（波佐見町ホームページ））。このため、（１）人口集中地区の人口は３万人には到底及ばず、（２）流域人口としても僅かに２万人とのことであるから、ここでの基準値である３０万人にも到底及ばない。

したがって、川棚川は都市河川でないため、D級ないしE級である。そうすると、仮にD級と評価された場合でも、計画規模は1/10～1/50である。

(2) 中小河川計画の手引き（案）（乙第６号証）

さらに、中小河川計画の手引き（案）（乙第６号証・１８頁）にも計画規模の設定の項目に参考として計画規模の設定方針として一例があげられている。（単位：確率年）

地域分類		掘込河道		築堤河道		内水河川	
		基本	当面	基本	当面	基本	当面
都市域	密集	100	50	150	50	100	30
	一般	50	30	100	30	50	30
一般住居区域		30	10	50	30	30	10
田園地帯		10	3	10	5	10	3

この表に川棚川を当てはめてみる。川棚川は堤内地盤高が計画高水位より高い、河道が周囲より低い河道であるいわゆる掘込河道である。そして、地域分類としては都市域とまでは評価しえないことから一般住居区域である。このため、被告提出の中小河川計画の手引き（案）にて記載している設定方針例でいえば1／30が妥当な分類となる河川である。仮に、地域分類について都市域と考へても密集地域でないから、1／50にしかならない。

(3) 二級河川工事実施基本計画の手引き（甲C第8号証）

香川県ダム事業の検証に係る検討委員会資料の中で全国における計画規模の設定として「二級河川工事実施基本計画の手引き」における指標が掲載されていた。詳細は下記4(2)内において長崎県二級河川流域重要評価指数との比較において述べるが、二級河川工事実施基本計画の手引きにおける指標を川棚川に当てはめると計画規模は1／30が妥当である。

(4) 小括

以上見てきたとおり、全国的な基準で検討した場合、川棚川の計画規模は1／30～1／50が妥当なのである。

4 長崎県の基準の異常性

(1) 長崎県ではどうして1／100なのか

では、なぜ全国的な基準では1／30～1／50の計画規模にしかかなり得ないものが長崎県では1／100と評価されているのか。

長崎県は、長崎県の定める長崎県二級河川流域重要評価指数に基づき、①想定氾濫面積70ha以上、②想定氾濫区域内の宅地面積40ha以上、③人口3000人以上、④資産額が100億円以上、⑤工業出荷額30億以上という項目のうち、①、②、④、⑤の4項目が基準値を超えたことから、計画規模を1／100としたと説明している。

分かりやすいように、長崎県の二級河川流域重要度評価指数と川棚川の対照表を載せる。

計画規模	1/30	1/50	1/100	川棚川
①氾濫面積 (ha)	30 未満	30～70	70 以上	472
②宅地面積 (ha)	10 未満	10～40	40 以上	59
③人口 (千人)	0.5 未満	0.5～3	3 以上	2.7
④資産額 (億円)	50 未満	50～100	100 以上	927
⑤工業出荷額 (億円)	3 未満	3～30	30 以上	70

長崎県はこの表に基づき、①、②、④、⑤の4項目が1/100に該当するため計画規模を1/100としたと言うのである。

しかし、この重要度評価指数は起業者である長崎県自身が定めた基準であり、以下述べるとおり、全国的な基準からも他県の基準からも突出した異常な基準なのである。

(2) 全国的基準との比較

長崎県と同じく5項目について評価する全国における計画規模の指標の一つに二級河川工事実施基本計画の手引き（甲C第8号証）がある。この表の基づき、川棚川を評価してみる。

二級河川工事実施基本計画の手引き（甲C第8号証）と川棚川

計画規模	1/30	1/50	1/70	1/100	川棚川
氾濫面積 (ha)	1,000 未 満	1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000 以上	472
宅地面積 (ha)	100 未満	100～800	800～ 2,000	2,000 以上	59

人口（千人）	30 未満	30～100	100～ 200	200 以上	2.7
資産額（億円）	300 未満	300～ 3,000	3,000～ 10,000	10,000 以 上	927
工業出荷額（億 円）	100 未満	100～ 1,000	1,000～ 2,000	2,000 以上	70

この基準に基づいて判断した場合、1 / 100にはなり得ず、せいぜい1 / 30が妥当である。なぜ、このような乖離が起きるかといえば、長崎県の基準が全国的基準から大きく乖離しているためである。

(3) 他県の基準との比較

他県における同様の基準に対して川棚川を当てはめてみる。

ア 香川県における計画規模の設定（甲C第8号証）と川棚川

計画規模	1/30	1/50	1/70	1/100	川棚川
氾濫面積（ha）	500 未満	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000 以 上	472
宅地面積（ha）	100 未満	100～500	500～ 1,000	1,000 以 上	59
人口（千人）	15 未満	15～30	30～100	100 以上	2.7
資産額（億円）	300 未満	300～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000 以 上	927
工業出荷額（億 円）	50 未満	50～100	100～ 1,000	1,000 以 上	70

この基準に基づいて判断した場合も、1 / 100にはなり得ず、せいぜい1 / 30が妥当である。そして、この結論は全国的な基準における結論とも一致する。

イ 三重県における計画規模の設定（甲C第9号証）と川棚川

計画規模	1/30	1/50	1/80	1/100	川棚川
氾濫面積 (ha)	500 未満	500～ 2,000	2,000～ 4,000	4,000 以上	472
宅地面積 (ha)	80 未満	80～240	240～ 1,000	1,000 以上	59
人口 (千人)	10 未満	10～30	30～100	100 以上	2.7
資産額 (億円)	200 未満	200～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000 以上	927
工業出荷額 (億円)	100 未満	100～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000 以上	70

この基準に基づいて判断した場合も、1/100にはなり得ず、せいぜい1/30が妥当である。そして、この結論は全国的な基準における結論とも一致する。

ウ 群馬県における計画規模の設定（甲C第10号証）と川棚川

計画規模	1/5	1/10	1/30	1/50	1/100	川棚川
氾濫面積 (ha)	600 未満	600～ 1,000	1,000 ～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000 以上	472
宅地面積 (ha)	10 未満	10～300	300～ 500	500～ 1,000	1,000 以上	59
人口 (千人)	5 未満	5～20	20～40	40～50	50 以上	2.7
資産額 (億円)	200 未満	200～ 400	400～ 2,000	2,000～ 3,000	3,000 以上	927
工業出荷額	200 未満	200～	300～	600～	2,000 以上	70

(億円)		300	600	2,000		
------	--	-----	-----	-------	--	--

この基準に基づいて判断した場合、1 / 5 が妥当である。少なくとも 1 / 100 には到底なりえない。

エ 以上のとおり、他県との比較においても 1 / 100 という計画規模はでてこない。この乖離の原因も長崎県の基準が他県の基準との比較において大きく乖離しているためである。

(4) 小括

以上のとおり、長崎県は二級河川流域重要度評価指数に基づき川棚川は 1 / 100 の計画規模が妥当であると主張するが、全国的な基準ないし他県の基準に当てはめると計画規模は高くても 1 / 30 にしかなり得ない。長崎県の計画規模設定の基準は全国的な基準からも、その他の自治体の基準からもかけ離れた異常な基準なのである。

なお、上記基準による計画規模評価指数の結果をまとめると、下記一覧表のとおりである。

記

	川棚川	二級河川工事実施基本計画の引き	香川県 計画規模	三重県 計画規模	群馬県 計画規模
氾濫面積 (ha)	472	1/30	1/30	1/30	1/5
宅地面積 (ha)	59	1/30	1/30	1/30	1/10
人口(千人)	2.7	1/30	1/30	1/30	1/5
資産額(億円)	927	1/50	1/50	1/50	1/30

工業出荷額 (億円)	70	1/30	1/50	1/30	1/5
---------------	----	------	------	------	-----

なぜ、長崎県の二級河川流域重要度評価指数が、全国的にも他県の基準からも掛け離れたものになっているのか。あえて長崎県がこのような基準を設定した理由は、このような基準にしなければ計画規模が1/100とならず、石木ダム必要性を基礎づけることができなかつたために他ならない(1/100未満の計画規模では石木ダム建設の根拠が失われるためである)。

この基準自体が本件事業者である長崎県が作成したものあること、作成時期も石木ダム事業を推進していた最中であること(同基準は被告によれば平成11年に作成し、平成17年に再確認したものという)から恣意的なものであることは明かである。

(5) 求釈明

上記のように、長崎県の二級河川流域重要度評価指数は全国及び他県設定の評価基準から大きく乖離した異常なものである。すでに指摘したように、そもそも、全国的にも一級河川、二級河川においてその河川整備計画で1/100より厳しい計画規模を定めている水系はわずかである。ましてや現実に計画規模1/100を満たしている区間はさらに少ない。

そのような状況のなか、石木ダム建設によって川棚川の計画規模を1/100とすることは過度に過ぎ、まさしく、「石木ダム建設のための基準設定」であることを露呈している。

もし被告が、そうではないというのであれば、次の求釈明に対して、正面から答えていただきたい。

記

- ① 全国の一級河川のうち、河川整備計画の計画規模を1/100より厳しい値に設定している水系と1/100未満に設定している水系の割合を明らかにされたい。
- ② 河川整備計画において計画規模1/100を定めている一級河川において、現実に、計画規模1/100を満たしている区間距離を明らかにされたい。また、同水系の総距離と同区間距離との割合を明らかにされたい。
- ③ 全国の二級河川のうち、河川整備計画の計画規模を1/100より厳しい値に設定している水系と1/100未満に設定している水系の割合を明らかにされたい。
- ④ 河川整備計画において計画規模1/100を定めている二級河川において、現実に、計画規模1/100を満たしている区間距離を明らかにされたい。また、同水系の総距離と同区間距離との割合を明らかにされたい。

5 長崎県の基準に当てはめた数字自体の恣意性

(1) はじめに

次に、長崎県が二級河川流域重要度評価指数に当てはめたその数値自体が恣意的に操作された数字である。

まず、計画規模評価の各要素算出にあたっては、①想定氾濫面積の算出がすべての基準となる。すなわち、その他の要素（②宅地面積、③人口、④資産額、⑤工業出荷額）はいずれも「想定氾濫面積内の」ものであるため、想定氾濫面積が大きくなればそれに伴い、②～④も大きくなり、想定氾濫面積が小さくなれば、②～④も小さくなるという関係にある。

したがって、計画規模算出にともない想定氾濫面積をいかに算出するかは、その他の要素に大きな影響を与える。そして、川棚川の河道は河道整備を行うなどして流下能力が向上しているため、いつの時点の河道状況を前提に想

定氾濫面積を計算するかによって、算出される値も大きくことなるものとなる。

長崎県はこの点についても、河道整備が進んでいた平成17年の川棚川水系河川整備基本方針策定時ではなく、あえてまったく稼働整備の進んでいない昭和50年頃の河道状況を前提としたシミュレーションをしているのである。

(2) 昭和50年頃の河道状況を前提としたシミュレーション

長崎県は計画規模を検討するにあたり、想定氾濫面積を472ha(①)とし、それに基づき各要素(②～⑤)を算出している。

しかし、同シミュレーションは川棚川整備基本方針策定時(平成17年)に行われたものであるにもかかわらず、そのシミュレーションの前提条件たる河道は河道整備を行う前の昭和50年頃の状況をもとに行われている。

本来、基本計画策定が進行していた平成17年にシミュレーションするのであれば、当然、その時点の現況河道に基づいて行われるべきであるが、長崎県はあえて30年前の河道状況にてシミュレーションを行っているのである。

川棚川は継続的に河道整備が行われており、平成17年当時には、昭和50年頃とは比較にならないほど河道整備は完了していた。平成17年当時の河道状況を前提とすれば想定氾濫面積は大幅に小さくなる。

(3) 平成18年頃の現況河道を前提としたシミュレーション

しかも、長崎県は、「川棚川想定氾濫区域図等作成」(平成18年3月)(甲C第11号証)において、当時の現況河道に基づき想定氾濫面積を算定しているのである。同シミュレーションによれば、次のとおりの結果となっている(端数は四捨五入している)。

対象河道	氾濫面積	宅地面積	人口(千人)	資産額(億)	工業出荷額
------	------	------	--------	--------	-------

	(ha)	(ha)		(円)	(億円)
H18年	182	18	0.9	281	21

長崎県は、当時の現況河道に基づくシミュレーションを行っていたにもかかわらずあえて無視をしたのである。

- (4) 昭和50年の河道を基にしたシミュレーションと平成18年の現況河道を前提としたシミュレーションとの比較

昭和50年頃の河道状況を前提としたシミュレーションの結果と比較するとその違いは一目瞭然である。

対象河道	氾濫面積 (ha)	宅地面積 (ha)	人口 (千人)	資産額 (億円)	工業出荷額 (億円)
H18年	182	18	0.9	281	21
S50年	472	59	2.7	927	70

- (5) 平成18年頃の現況河道を前提としたシミュレーションに基づく計画規模の検証

では、平成18年頃の現況河道を前提としたシミュレーションに基づき計画規模を算出するとどうなるか。

長崎県の二級河川流域重要度評価指数（川棚川：H18年現況河道）

計画規模	1/30	1/50	1/100	川棚川
氾濫面積 (ha)	30 未満	30～70	70 以上	182
宅地面積 (ha)	10 未満	10～40	40 以上	18
人口 (千人)	0.5 未満	0.5～3	3 以上	0.9
資産額 (億円)	50 未満	50～100	100 以上	281
工業出荷額 (億円)	3 未満	3～30	30 以上	21

長崎県の基準によっても1/50に3項目が該当し、1/100に該当する項目は2項目に過ぎない。

二級河川川棚川水系河川整備基本計画・整備計画参考資料・治水計画編（平成19年3月）（(2-4洪水調節計画について）・II-10頁）によれば、長崎県の基準5項目のうち、過半数の項目が該当する計画規模を当該河川の計画規模とするのを基本としており、川棚川は3項目が1/50に該当しているため、その計画規模は1/50である。平成17年頃の現況河道を対象とせず平成50年の原始河道を前提とした想定氾濫区域図を基に川棚川の整備目標を1/100に設定したことはまさしく瑕疵で有り、撤回されなければならない。

(6) 二級河川工事実施基本計画の手引きや他県の基準へのあてはめ

	川棚川	二級河川工事実施基本計画の手引き	香川県 計画規模	三重県 計画規模	群馬県 計画規模
氾濫面積 (ha)	182	1/30	1/30	1/30	1/5
宅地面積 (ha)	18	1/30	1/30	1/30	1/10
人口(千人)	0.9	1/30	1/30	1/30	1/5
資産額(億円)	281	1/30	1/30	1/50	1/10
工業出荷額 (億円)	21	1/30	1/30	1/30	1/5

ほぼ全ての項目で計画規模1/30以下であり、どう考えても計画規模1/100という評価がでてくる余地はない。

(7) 小括

長崎県は、基準自体を恣意的に作成したのみならず、あてはめる基準自体も、シミュレーション時と甚だ乖離した昭和50年頃の河道状況を前提とすることでなんとか計画規模1/100という結論を導いているのである。

6 長崎県の基準だけが異常な数値となっているのは長崎県が石木ダムを作るためである

(1) 二重の数字操作

長崎県は石木ダムを建設するためには、どうしても計画規模1/100としなければならなかった。そのために、①計画規模を決定するための基準を全国的基準から逸脱した基準を作成した、しかし、それでも現況河道（平成17年時点）を前提とすると1/100を導き出せなかったため②昭和50年頃の原始河道を前提にシミュレーションを行ったのである。

(2) 計画規模の変遷

ア 計画規模はダム計画が持ち上がった時点で1/30から1/100に変更されているという明らかな恣意性がある。

川棚川水系における計画規模は昭和33年頃に1/30であったが、石木ダム建設事業に着手した昭和50年に突如1/100に変更されている。これは、「1/100にしなければ石木ダムが作れなかったため」計画規模が変更されたと考えざるを得ない。

イ このことは、長崎県の唯一の1級河川である本明川の本明川ダムにも当てはまる。本明川ダムも計画が持ち上がった平成3年に突如計画規模が1/80から1/100に変更されているのである。

(3) 結論ありき

このように計画規模決定において、長崎県は石木ダム建設の結論ありきで、建設できるように数字合わせをしたものである。しかし、その数字合

わせも強引であったため、全国的な基準と乖離した基準を設定するなど無理が生じているのである。

7 結語

このように石木ダム事業は「結論ありき」の事業であり、本件工事が不要かつ原告らの権利を侵害する工事であることは明らかである。

第3 基本高水流量について

- 1 本件においては起業者が当初から石木ダムを建設するという「結論ありき」の方針に基づき、治水計画を策定している事実は治水計画内容を決定する重要な要素たる基本高水流量においても顕著である。

まず、被告は、一般的な基本高水の策定手順について説明することに終始している。一般的な基本高水流量の決定方法については訴状に述べており、被告の論述は概ねこれに沿った記載（いずれの論述も乙第7号証の国土交通省河川砂防技術基準同解説に記載のあるとおり）であり、原告の主張に対して何ら具体的な反論はしていない。

被告において反論すべきは、訴状49頁目以下に記載のある設定された基本高水流量の不合理性の部分である。具体的には、次の2点である。

- ① 「基本高水流量」を1400立方メートル/秒としているが、実績として川棚川ではこれまで1400立方メートル/秒の流量となったことは記録上一度もなく、今後かかる流量となることは考えられない。記録上川棚川の洪水時の流量が最大となったのは、昭和23年9月に発生した水害時の流量1018～1116 m³/秒である。
- ② 降雨パターンもしくは降雨強度についての生起確率の検討をあえて除外しているため、実際に基準点における流量として基本高水流量とされる

1400立方メートル／秒の流量となる確率は100年に1回（1／100）もない以上な流量を基本高水流量として設定している。

これら2点について何ら具体的な反論ができないということは、被告自身が、基本高水流量として設定されている1400立方メートル／秒という数値が実績値との乖離が著しく、不合理な数値であることを認めているものに他ならない。すなわち、かかる基本高水流量は単にダム建設を行うために必要な数値として算出しただけのものであることは明らかである。

以下、念のため補足して主張をする。

2 基本高水流量の妥当性について反論がない点

起業者である長崎県は、実績として現に存しない数値を基本高水流量(基本高水のピーク流量)として用いた上で、これを前提に洪水調節流量を求めて石木ダムの必要性を主張している。そうであれば、基本高水流量を1400立方メートル／秒と設定しなければならない理由について合理的な説明が必要なところである。

ところが、被告はかかる重要な点について一般論(手続論)に終始するのみで、本件事業において具体的な計算根拠となる数値やデータ及び計算手順(数式)は何ら示されていない。かかる基本高水流量の数値の妥当性について、被告は何ら具体的・合理的な主張をしていない。

3 降雨強度の確率について検討をしていない点

被告は、実績降雨群をⅢ型引き伸ばしにより流出計算をして、最大となった対象降雨として選定し、基本高水とした旨の主張をしている。ここで対象降雨を選定する際に「降雨強度」の超過確率について一切検討はなされていない。ここで「降雨強度」とは、瞬間的な雨の強さを1時間あたりに換算した雨量のことであり、単位はmm／h(ミリメートル毎時)である。

引伸ばしの対象となる対象降雨の選定においては「降雨強度」についても超過確率の値を計画規模(本件事業では1/100)の超過確率と比較することが求められている。国土交通省河川砂防技術基準(乙第5号証・5頁)でも、前提として「単純に引き伸ばすことによって著しく不合理が生ずる場合には、修正を加えるものとする。」(2.6.4 対象降雨の時間分布及び地域分布の決定)と規定している。この不合理が生ずる場合について国土交通省河川砂防技術基準同解説(乙第7号証・32頁13行目～)では、「時間的に高強度の雨量の集中が見られる降雨において、その河川のピーク流量に支配的な(流量を決定づける影響の大きい降雨の)継続時間における降雨強度が対象降雨の降雨強度との間で、超過確率の値において著しい差異を生ずる場合」を挙げている。

そして、かかる場合の処理法としては「洪水のピーク流量に支配的な継続時間内の降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合には、対象降雨として採用することが不適當であると考えられるため、当該降雨パターンの引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却(除外)すること」が挙げられている(乙第7号証・32頁21～24行目)。

したがって、選定する対象降雨を引き伸ばした結果、降雨強度の超過確率が、計画規模である1/100に対して著しく差異がある場合、対象降雨としてはそのまま採用すべきでなく引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却すべきことが技術基準として求められている。にもかかわらず、起業者らはかかる技術基準上不合理と判断されるべき降雨強度の超過確率について検討せず、もしくはこれを無視した結果、現実には発生(超過)しえない、もしくは発生(超過)確率の極めて低い基本高水(のピーク)流量を平然と基本高水流量に設定しているのである。このようにして設定された基本高水流量が合理性を欠くことは明白である。

4 他のハイエトグラフとの比較

既述のとおり、被告は実績降雨波形からの引伸ばしにおいてはⅢ型引伸ばしの方法によった旨主張している。本件で採用した昭和42年7月9日洪水の降雨波形を引き伸ばしたハイトグラフ以外のハイトグラフ（甲C第2号証・4頁「実績降雨の引き伸ばしについて」）においては、①、②、③、⑥、⑧ではⅡ型が、⑤ではⅠ型が、⑦ではⅢ型が、④と⑨ではⅢ型もしくはこれ以外の引き伸ばし方法が採用されているようである（実態は原告からは不明である）。

もっとも、被告提出の手引き（乙第6号証・40頁下から3行）では、「引伸ばし方法のうち、各河川の規模、洪水調節施設の有無等の特性を十分に考慮し、適切な引伸ばし方法を選択する必要がある」と明記されている。すなわち、いかなる引伸ばし方法を採用するかは、河川の規模や洪水調整施設の有無などの河川の客観的状況にて判断すべきものとされている。このため、特定の河川の流域の降雨波形を引き伸ばすとすれば、同じ引伸ばし方法を選択することが合理的なものであり、用いる降雨波形ごとに異なる引伸ばし方法を採用することなど考えられない。

にもかかわらず、起業者は（河川の状況に大幅な変化はないはずであるが）それぞれ用いる降雨波形ごとに随意に引伸ばし方法を選択しており、恣意的に引伸ばし方法を選択しているものと考えられる。

5 上流部分における越流を全く考慮していないこと

(1) 原告らは、訴状において、「川棚川の石木川合流点よりも上流の地点は、全て治水安全度は1/30対応のままなので、1/100の治水安全度とした場合に設定した基本高水流量が流れることが想定された降雨状況の場合には、同合流地点よりも上流の地点にて流下能力流量を超える流量の水が流れてくる。このため、100年に一度の豪雨が降った場合には、石木川との合流地点よりも上流部にて流下能力流量を超えた水は川棚川の外部へと越水してしまい、基準点となる山道橋付近では既に大幅に流下してくる水量は減少する

こととなる。このため、基準点である山道橋付近を含めた下流域では、河川整備計画にて想定していたような流量（基本高水流量）とはなりえない。仮に計画降雨パターンの降雨があっても、石木ダムの有無にかかわらず、石木川合流地点よりも下流域では大きな氾濫は起きず、これよりも上流地点の流下能力の乏しい区間にて多大な氾濫が発生するのである。」と主張した。

- (2) そして、この点、起業者長崎県にて平成18年3月に作成した川棚川想定氾濫区域図の資料（甲C24・図2.2.1）においても、1/100の計画規模にて想定する流量が発生した場合には、石木川合流地点より上流の地点にて流下能力が不足する地点が多数箇所存在することについて確認がなされている。

このように、川棚川では、被告長崎県が1/100の計画規模にて想定する流量1400 m³/秒となるような降雨となった場合には、石木川合流地点の上流の複数地点にて越水が発生することは客観的に明らかである。そして、上流地点にて越水が発生すれば、川棚川を流れる水は堤防外に流れ出るのであるから、下流地点に達する流量も必然的に低下する。にもかかわらず、被告長崎県はあえてこのように流量が低下する事実は隠蔽（検討をしているにもかかわらず数値として考慮していない）した上で、意図的に基準地点における流量を過大な流量としているのである。すなわち、基本高水流量を想定降雨時に生じるであろう流量よりも意図的に増加させているのであるが、この点に対する被告長崎県の反論は一切なされていない。

このように、被告及び起業者長崎県は、石木ダム建設にとって都合の悪い事情は一切無視して、工事を推し進めているのであり、恣意的な事業計画及びこれに基づく工事になっていることは明らかである。

6 結語

以上のとおり、本件事業にて事業計画の基礎とした基本高水流量（基本高水のピーク流量）は、具体的な計算根拠となる数値やデータ及び計算手順(数式)は何ら示されていないのみならず、技術基準上必要とされている降雨強度の超過確率の検討を行っていない。加えて各降雨波形に対しては随意の引伸ばしを行っており、各降雨パターンについて恣意的な引伸ばし操作を行った上で選択された降雨波形を前提として設定されたものである。このため、本件における基本高水流量は、合理的に決定されたものとは到底評価できず、またその結果として基本高水流量は実績値（最大1116 m³/秒）から乖離した不合理な数値（1400 m³/秒）となっているのである。加えて、想定降雨が生じた場合、基準地点より上流部は現実には越流するにもかかわらず、現実の越流は計算上はあえて一切考慮されていない。

したがって、本件ダム事業計画において計画の前提とされた基本高水流量は不合理なものであり、被告長崎県が恣意的に設定したものと云わざるを得ず、この点（基本高水流量）においても計画規模同様に被告長崎県のダム建設という「結論ありき」との姿勢は顕著であり、恣意的に設定された数値であることは明らかである。

7 求釈明事項

このように、本件では降雨強度の超過確率の検討がなされておらず、単に「結論ありき」として石木ダム建設のために算出した数値を（合理性の検討なく）そのまま用いていることが露呈している。

もっとも、そうではなく被告において技術基準上必要とされている降雨強度の超過確率の検討はしているというのであれば、以下の各点について当然に明らかにできるはずである。そこで、現に用いた資料を書証として提出した上で各事項について明らかにされたい。

- (1) 起業者らにおいて洪水のピーク流量に支配的な継続時間内での降雨強度の超過確率を検討したか否か。
- (2) (1) について現に検討を行っているとするれば、その基礎資料及び基礎とした具体的数値データと超過確率の具体的算定式と算定結果。
- (3) 計画規模 1/100 にて発生すると想定している降雨が発生した場合に、石木川合流地点より上流部にて越流することなく流下できるか否か。
- (4) 仮に (3) にて越流するとすれば、どの地点でどの程度の流量が川棚川本流から流出することとなるか。
- (3) (3) にて越流するとすれば、1/100 年の確率で想定する降雨があった場合、基準地点における基本高水流量 1400 m³/秒を算定する過程において、石木川合流地点より上流にて堤防を越えて溢れることを考慮して基本高水流量を算定したか、否か。

第4 石木ダムの効果及び必要性（過去の洪水分析と代替案外）

1 はじめに

- (1) 被告長崎県の計画の基礎となる計画規模（治水安全度）の設定、基本高水流量の計算過程それ自体が「石木ダムありき」の方針に基づき、客観的事実を歪めたものであって、石木ダム及びそのための工事の必要性が皆無であることは、先の第2及び第3で述べた通りである。
- (2) そして、その長崎県「石木ダムありき」の姿勢は、河道の流下能力とこれに関連する石木ダムの具体的効果、及び、代替案の検討のところでも同様である。

そこで以下では、①計画河道で1320立方メートル/秒を流下できること、②石木ダムの具体的効果が客観的に検証されていないこと、③石木ダムによらない代替案が優位であること、を明らかにすることを通じて、被告長

崎県の答弁書に反論するとともに同県の「石木ダムありき」の方針、及び、客観的事実を歪めることによって石木ダムの形式的必要性が作出されたことを明らかにする。

2 ① 1320立方メートル／秒を流下できること

- (1) 長崎県は、石木ダムによらなければ基本高水流量1400立方メートル／秒（但し、野々川ダムによる調整分を含む）を流下させることができないとしている。

しかし仮に計画規模を1/100として、その対象降雨があった場合に基準地点において基本高水流量1400立方メートル／秒（但し、野々川ダムによる調整分を含む）になるとしても、以下に詳述する通り、川棚川の河川改修によって野々川ダムによって調整した上記1320立方メートル／秒（1400－80）を流下できるだけの計画堤防高を確保できているのであるから、そもそも石木ダムによる流量調節の必要性がない。

- (2) 計画堤防高と計画高水位・石木ダムがない場合の水位について

ア まず、長崎県が作成した別紙1の川棚川計画河道水位流量計算表では、川棚川の石木川合流地点（距離標2000の地点）より河口側の各地点における流量、水位、および定数A・Bが整理されている。

この流下能力は、河道整備後の河道断面を前提として、洪水流量の設定値につき不等流計算（河道の断面の幅や形状、河床の勾配に変化のある川における各地点の流量・水位を導く際に用いられる計算方法）を行い、それによる各地点での計算結果から水位Hと流量Qの関係式（ $Q=A(H+B)^2$ ）によって各地点の定数A,Bを整理したものである。

この表では、基準地点である山道橋の流量が1130立方メートル／秒とされており（距離標1500の地点）、これは基本高水流量1400立方メートル／秒につき、同地点で野々川ダムで80立方メートル／秒を、石

木ダムで190立方メートル/秒をそれぞれ調整した計画高水流量1130立方メートル/秒と同数値になっている。

イ そして、この計算水位を元に、堤防余裕高1メートルを考慮して別紙2の図1の計画堤防高が決定されている。なお、横軸は距離標であり単位はキロメートル、縦軸は標高であり単位はメートルである。

このように、別紙1の計算表中の計算水位は、石木ダムと野々川ダムで基本高水流量を調整した計画高水流量（1130立方メートル/秒）が生じた場合に、基準点である山道橋より下流において、各地点の計算水位を上回ることにはない前提で導かれた数値ということができる。

ウ そこで、起業者である被告長崎県の計算データ（別紙1の数値）を基礎として、仮に石木ダムがなかった場合に、どの程度の水位になるか（少なくともその水位を上回ることがない水位がどの程度であるか）を算出するには、基準地点における流量1130立方メートル/秒を1320立方メートル/秒（基本高水流量1400立方メートル/秒から野々川ダムによる調整部分である80立方メートル/秒を控除したもの）に増加変更することによって逆算して導くことができる。

その計算によって導かれた水位が別紙2図1のグラフである。なおこのグラフの基礎となる各数値は別紙3の川棚川の諸元で示した数値一覧中の「石木ダム無しの計算水位」である。また、ここで示した現況左岸・右岸堤防高は平成17年当時の現況であり、起業者が平成18年頃に川棚川水系河川整備基本方針を策定する際に基礎とされた堤防高である。

そして、別紙2の図1によれば、基準地点である山道橋地点から下流に至るすべての地点において、石木ダムなしの計算水位が計画堤防高を下回っていることを確認でき、仮に基準地点で1320立方メートル/秒の流

量が生じた場合でも計画堤防高を超えることはなく、外水氾濫は発生しないことが客観的に明らかとなっている。

長崎県は、「石木ダムありき」の立場から、この流下能力に関する客観的事実を歪めた上で、石木ダムがなければ基本高水流量1400立方メートル/秒（但し、野々川ダムによる調整前の流量）を流下させることができないとして、石木ダムの形式的必要性を作出しているのである。

(3) 法令上、余裕高が要求されていないこと

ア 以上の通り、計画堤防高によって基準地点以下において1320立方メートル/秒を流下させることができるのであるが、他方で、長崎県が設定した堤防余裕高1メートルを下回る区間が存在する。

しかし、この点を下回ったからといって安全上何ら問題はなく、かつ、何ら法令に違反するものではない。

イ すなわち、余裕高1メートルの根拠は、河川管理施設等構造令20条1項で、「堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。」とされており、その値が、計画高水流量が500立方メートル/秒以上2000立方メートル/秒未満の場合には1メートルとされている点にあるところ、同条但し書では、「堤防に隣接する堤内の土地の地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつてはこの限りでない」とされている。

この但し書きはいわゆる掘込河道を想定したものであり、掘込河道については、一般的には0.6メートル程度の余裕高を確保するとされているが、これも厳密には法令による規制ではない（甲C第12号証）。

そして、川棚川の山道橋地点より下流は掘込河道であるから、法令上、1メートルの余裕高は要求されていない。

ウ よって、余裕高とされる1メートルを下回った箇所があったとしても法令上何らの問題がない。

(4) 余裕高との不足区間・不足高について

ア 先に述べた通り、法令上、1メートルの余裕高は不要であり、計画堤防高で1320立方メートル/秒を流下させることができる点をもって石木ダムが客観的に不要であり、長崎県が客観的事実を歪めて形式的必要性を作出したものであることが明らかである。

イ また、仮に先の法令上要求されていない余裕高をあえて確保するとしても、以下述べる通り、その区間・不足高は極めて軽微である。

ここでは堤防の右岸・左岸をそれぞれ検討することから、河川整備計画実施後の右岸・左岸の数値と1320立方メートル/秒を流下させたときの水位とで比較する。

(ア) まず、河川整備計画実施後の右岸・左岸堤防高から、上記の計算によって導かれた「石木ダム無しの計算水位」を差し引いた場合に、余裕高0.6メートルを下回る区間があるか否かを検討したものが、別紙4の図2である。0.6メートルの余裕高は青線に表示しているが、右岸・左岸の高さが余裕高0.6メートルの線を下回る高さになるのは、距離標約0.7キロメートル付近の右岸の極めて限られた区間（数十メートル程度）だけであり、且つ、その不足高はわずか4センチメートル（別紙3の黄色で示した【「河川整備計画実施後の右岸堤防高」—石木ダム無し水位】の計算結果中、距離標0.7キロメートルの値0.561メートルと0.6メートルの差約0.04メートル）に過ぎない。そもそも、前述したとおり、堀込河道の特例によって法令上は1メートルの余裕高は要求されていないし、仮に0.6メートルの余裕高を確保することが相当であるとしても、この数十メートル前後の区間につき、約4センチ

メートル堤防の高さを上げるだけで長崎県が想定している外水氾濫を防ぐことができ、且つ、堤防余裕高も確保できるのであるから、この工事により生ずるコストは石木ダム建設に要する事業費と比較して極めて低いことが明らかである。

- (イ) また、仮に、同じく法令上は不必要である1メートルの余裕高を確保するとしても、別紙4の図2で1メートルを示す赤線を下回る箇所は、左岸が距離標0.5キロメートル付近、1キロメートル付近の1.17～1.23キロメートルの区間約60メートル、右岸が距離標約0.5キロメートルから約1.0キロメートルの区間、1.06～1.23キロメートルの区間約170メートルであり、不足区間が長いとまではいえず、且つ、不足高も1～4.4センチメートル未満（最大は上記の0.6メートル余裕高に対して4センチメートルの不足が出た距離標0.7キロメートルの地点である）に過ぎない。なお不足部分の区間については、縦軸1メートルを示す赤線を跨ぐ別紙3中の2つの座標（横軸・縦軸の各数値）に基づく比例計算から推計した。

このように、これらの極めて限られた区間の前後のみ、不足高の堤防嵩上げをすれば治水目的を達成できると同時に余裕高も確保できるのであり、その程度の堤防嵩上げを行うために大規模な石木ダム事業を超えるコストがかからないことは明らかである。ここで堤防高の嵩上げと言っても、胸壁（河川・海岸の堤防上、橋台の背面などに設けて、波浪や土砂崩れなどを防ぐ壁体）の嵩上げであるから費用はさしてかからない。

- (ウ) また、上記堤防嵩上げの方法単独で上記1～4.4センチメートル未満の不足部分をカバーすることが可能であるだけでなく、河道掘削の方法

と混合して流下能力を上げる方法も存在するのであり、その方法によっても、その不足部分をカバーすることができる。

その場合であっても、河道掘削の規模は極めて小さく、石木ダム事業を上回るコストにならないことは明らかである。

(5) 小括

以上の通り、被告が主張する基本高水流量 1 4 0 0 立方メートル／秒から野々川ダムによる調整を加えた 1 3 2 0 立方メートル／秒の流量について、河川整備計画実施後の堤防高で安全に流下させることができ、また、本来不要である余裕高を 0. 6 メートル、1 メートルのいずれかを確保するとしても、限られた範囲の嵩上追加工事・河道掘削工事によって、実現することは明らかである。

これに対し、長崎県は、「石木ダムありき」の方針に基づき、これらの客観的な事実を歪めて、石木ダムがなければ 1 4 0 0 立方メートル／秒（但し、野々川ダムによる調整分を除く）を流下させることができないとしたものである。

すなわち、客観的事実を歪める手法を採らなければ、石木ダムの形式的必要性すら作出できなかつたことは明らかである。

3 ②洪水被害の原因分析がなされていない点について

(1) 被告は平成 2 年 7 月の洪水について外水被害があったことが確認され、石木ダム事業によって洪水時の川棚川の水位が低下すれば、支川から川棚川本川への水の流入量が増えるため、支川の氾濫等による被害の軽減も期待されるのであり、支流の氾濫の可能性が考慮されていないとはいえず、また、河道断面、降雨量、河川水位の観測資料から既往洪水を検証し、流出解析の妥当性も確認していることから、洪水被害の原因分析がされていないともいえない」と主張する。

(2) しかし、被告の主張は、平成2年7月の洪水について外水被害があったことが確認されたと主張するにとどまるものである。

将来、同一規模の降雨があった場合に再度の洪水を防ぐためには、その水害の主な原因が何であったか、考えられるその他の要因としていかなるものがあったのか、要因が複数存在する場合にどのように影響しあったのかがまず検証されなければならない。

しかるに、訴状で主張した通り、長崎県は、当時の河道状況を踏まえて、平成2年7月の洪水被害について科学的・客観的な原因究明・調査を一切していない。

このように、平成2年7月時点における洪水被害の原因が客観的に判明していないために、平成2年7月以降事業認定時点までの間に河川整備計画による河道整備がなされたことを踏まえて、平成2年7月時と同一程度の降雨があった場合に、内水氾濫・支流氾濫が生ずるのか否か、生ずるとしてどの程度の規模のものが生ずるのかについては一切調査・検証がなされていない。

(3) 被告長崎県が、内水氾濫・支流氾濫について当然行うべきである石木ダムによる具体的効果の客観的な検証をしなかったのは、石木ダムが内水氾濫・支流氾濫を防止する上で何ら効果はなく、石木ダムによって内水氾濫・支流氾濫を防ぐことができないからに他ならない。

そのため、「支流の氾濫の可能性が考慮されていないとはいえず」、「洪水の原因分析がされていないともいえない」という遠まわし且つあいまいな表現に終始し、積極的に、「支流氾濫及びない水氾濫に対する具体的効果を検証した」などという具体的主張をできないのである。

以上の通り、被告長崎県の主張の体裁に照らしても、石木ダムの内水氾濫及び支流氾濫に対する具体的効果は検証されていないと言わざるを得ない。

4 ③治水代替案が客観的・合理的な計算で検討されていないこと

(1) これまで述べた通り、被告長崎県が検討したと主張する治水代替案は、計画規模 1/100、基本高水流量 $1400 \text{ m}^3/\text{秒}$ を基礎とした代替案である。

しかし、そもそも計画規模・基本高水流量が恣意的な数値であるから、これを前提とした治水代替案の検討は、犠牲を強いてまで土地を収用して、石木ダムを建設する必要性があるのかを検討するための治水代替案ということではできない。

(2) 次に、昭和 50 年に設計された当時は山道橋下流域の無害流量（ダム下流の地域、河川内の各種施設に大きな被害を及ぼさない流量のことである）は現在の計画高水流量 $1130 \text{ m}^3/\text{秒}$ より相当に低い数値であった。

しかし、現在は被告長崎県が公表しているように山道橋より下流は計画高水流量 $1130 \text{ m}^3/\text{秒}$ にまもなく対応できるようになるため、無害流量は $1130 \text{ m}^3/\text{秒}$ になる。

よって、長崎県の川棚川下流域の治水対策は 「計画高水流量 $1130 \text{ m}^3/\text{秒}$ を超えて基本高水流量 $1400 \text{ m}^3/\text{秒}$ （山道橋到達流量 $1320 \text{ m}^3/\text{秒}$ ）に対応できる対策」を指すということができる。すなわち、基本高水流量を導いたハイドログラフに基づく 1 時間に満たない時間のピーク対応である。

このように、想定されている基本高水流量 $1400 \text{ m}^3/\text{秒}$ ハイドログラフを基礎に治水容量を検討するのであれば、その流量になる時間は 1 時間に満たないのであるから、その時間帯のピークカット方式（最大流量になる時間帯の流量を調節する方式）によるべきであるところ、その方式を採用すると石木ダムの治水容量は計画のように大きなものは必要とならず、その結果、治水代替案の規模も低下し、ひいては石木ダム優位の結論を導くことができないために、起業者長崎県は、敢えて、無害流量が増加したことを踏まえた治水調節方式・治水容量の見直しをすることなく、ピークカット方式によらない石木ダムによる治水方式を採用して、過大な治水容量を持ったままの石木ダムに対応する治水

代替案を検討したのである。

- (3) 被告長崎県の石木ダムありきの姿勢は、以下述べる通り、河床の掘削についても、共通している。

まず、被告長崎県は、治水代替案の検討において、石木ダムに代わる河道掘削代替案を検討したと主張するところ、ここでいう河道掘削案は、原告らが主張する上記の基本高水流量 1400 立方メートル/秒（(山道橋到達 1320m³/秒）が流下した場合の計画高水位を超える部分を計画高水位以下にするものである。すなわち、先に述べた限られた区間について 1~44 センチメートル水位を下げるための河道掘削であり、掘削すべき地点、掘削量及びコストを導くために、河口から川棚川・石木川合流地点までの各距離標地点の計画河道横断面座標に基づく計算がなされているはずである。

そして、治水代替案の検討においては、掘削量及びコストを含めて客観的・合理的な計算がなされているかが極めて重要であるところ、本件で、河道掘削案が石木ダム案に劣後すると判断されたのは、恣意的に掘削量及びコストを水増しさせたためである。

これに対して、被告長崎県が、適切な稼働掘削案を基礎とした上で、なお石木ダムが優位との判断をしたと主張するのであれば、被告長崎県が、河道掘削案を検討する過程において、

- ①河道掘削案の検討に用いた河道横断面の座標とその属性（ある年の現況河道、もしくは計画河道など）
- ②河口から川棚川・石木川合流地点までの各距離標地点の計画河道横断面座標
- ③河道掘削案における各距離標地点の掘削量及びそのコストの計算過程
- ④更に、長崎県による掘削案では導流堤 1000m、堰付替など掘削以外の費目が見込まれていることから、それら（掘削以外）を必要とする根拠とそれぞれの見積額についての計算過程を明らかにした上で、石木ダムが優位であると主張

すべきである。

被告が、これらの資料や計算の開示を拒否することは、被告が、長崎県の河道掘削案の計算過程が客観性を欠き、恣意的になされたものであって、原告らがこれまで主張してきたとおり、治水代替案の検討に値しないことがなされたとの事実を認めることを認めるに等しいことを付言しておく。

5 小括

- (1) 以上の通り、そもそも治水施設代替案を用いるまでもなく、計画河道高で1320立方メートル/秒を流下させることができるし、仮に、河川整備計画実施後の右岸・左岸の各堤防高に1メートル又は0.6メートルの余裕高を確保するとしても、限られた区間、且つ、0.44メートル以下の範囲で計画堤防高の嵩上げ、またはこの方法と河道掘削を併用すれば実現することができるのである。

そうであるにもかかわらず、長崎県は、「石木ダムありき」の方針に基づき、代替案として過大な治水施設、過大な引堤工事を想定した上で、過大なコストを計上して、本来検討すべきであり、且つ、当初検討していた堤防嵩上げ案、河道掘削案を代替案から敢えて除外し、被告はこれらの客観的事実が歪められた点を看過した上で石木ダム優位としたのであり、実質的な代替案の検討はなされていない。

すなわち、代替案の工事規模を過大にし、且つ、コストを過大にし、本来検討すべき嵩上げ案、河道掘削案を最初から切り捨てる方法によらなければ、石木ダムの形式的優位性を作出できなかつたのである。

- (2) このように、被告長崎県が、当初から石木ダムを建設するという「結論ありき」の方針に基づき、計画規模、基本高水流量、石木ダムの効果及び代替案という極めて重要な事実について客観的事実を歪めたこと、更に、そうしなければ、石木ダムの治水面の形式的必要性すら作出できなかつたこと、は明らかで

あり、原告らの違法な権利侵害を惹起する違法な工事であることが明らかである。

よって、原告らの請求が認められるべきである。

第5 まとめ

以上のおり、計画規模における問題点、基本高水流量設定に際しての問題点、上流における越流に伴う水位低下の問題点、石木ダムの効果についての問題点のいずれにおいても、原告主張には合理性がある上で十分な裏付けがなされている。他方で、被告は形式的な議論に終始し、実質的な議論を回避しているところである。

原告らが指摘する問題点は、いずれも起業者長崎県が、実質的には何ら石木ダム建設の必要性がないことを認識していながら、あえて基礎とすべきでない事情（河道を昭和50年以前の古い河道を基礎として計画規模を設定している）を基礎事情とし、考慮すべき事情（治水計画策定時までに河道整備が行われてきた事実、1時間当たりの降雨強度の超過確率、基本高水流量として設定された流量が生じる確率が500年以上に一度であること、基準点より上流地点にて越流するために流量が低下すること、過去の洪水被害の原因及びこれらを計画河道で流下できること、長崎県が言う基本高水流量（山道橋地点流量1,320m³/秒）さえも石木ダムがない河道整備で十分に流下できる事実、大規模治水施設によらない合理的な代替案があること）を考慮せずに本件事業計画が策定され、工事が実施されていることを示すものである。

したがって、本件石木ダム建設事業及び同工事は税金の無駄というほかない必要性が皆無の工事であり、かかる工事によって、原告らの権利が侵害されることは明らかであるから、原告らの請求が認められるべきである。

以上